

統計法

1. 案内情報

手続名：船員労働統計（指定統計第90号）

手続根拠：統計法及び船員労働統計調査規則

手続対象者：国土交通大臣が指定する船舶に乗り組む船員法第1条に規定する船員を雇用する者（第1号調査）

船員法第1条に規定する船員を雇用する者（第2号調査、第3号調査）

提出時期：調査期間経過後2ヶ月以内

提出方法：調査票に記入し、各地方運輸局・各海運支局へ提出してください。

手数料：なし

添付書類・部数：該当調査票1部を提出してください。

申請書様式：国土交通大臣が告示で定める様式

船員労働統計調査票 第1号調査（第1号様式、第2号様式）

船員労働統計調査票 第2号調査（第3号様式）

船員労働統計調査票 第3号調査（第4号様式）

記入要領・記載例：調査票記入要領を御覧下さい。

ご不明な点がございましたら、総合政策局情報管理部交通調査統計課又は各地方運輸局・各海運支局にお問い合わせください。

2. 窓口情報

提出先：各地方運輸局・各海運支局

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：上記提出先が相談窓口となっております。

3. 手続情報

審査基準：

標準処理時間：

不服申立方法：